

是正指導に係る経緯

是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングを通しての成果と課題（平成 14 年 8 月 19 日）

	残された課題	成果と課題	課題に対する取組
教育内容関係	●卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施	○平成 13 年度卒業式から、県内全ての公立学校において国旗が正面に掲揚され、国旗が出席者から自然に目に留まる望ましい形態での実施となるなど、着実に内実化が図られている。 ○不起立者は年々減少し、指導の成果は見られるものの、平成 14 年度入学式においても 15 人の不起立者があり、課題である。	・指導を継続する。
	●人権に関する学習の内容	○人権学習に関して、学習指導要領に照らし不適正な状況があると考えられる学校は減少しているが、狭山事件に関する学習について、教育の中立性を欠いた扱いがされている学校があった。	・当該市町村教育委員会及び当該校に対して、人権に関する学習の在り方や内容などを提示し、適正な学習内容となるよう引き続き指導する。
	●道徳の時間の指導の内容	○道徳の時間の年間授業時数及び全内容項目についての指導は、概ね達成されている。	・道徳教育を中心とした学校体制づくりや教職員の指導力向上などをねらいとした道徳教育実践研究指定校 15 校の研究成果の波及や「心のノート」の積極的な活用により、指導内容を一層充実する。
	●小学校の音楽での国歌「君が代」の指導	○小学校音楽における国歌「君が代」については、平成 13 年度においてほとんどの学校で指導されている。	・音楽科の年間指導計画にそって指導の充実を図るよう継続的に指導する。
学校管理運営関係	●教員の勤務及び勤務時間に係る管理	○職員の勤務管理については、勤務時間終了前の退勤、出張等による特定の研究団体の事務への従事、年次有給休暇未取得のままでの職員団体の活動への従事など、明らかな法令等の違反行為はなくなり、校長が所属職員の勤務状況を把握でき、研修、出張をはじめ勤務管理が適切に行われるようになった。 ○長期休業中の普通研修の承認については、適正に行われるよう指導の徹底を図った。	・継続的に指導の徹底を図る。
	●主任制及び主任手当の抛出	○主任等の命課について、県立学校については、平成 12 年 4 月 1 日から学校管理規則を改正し、主任の役割を明確にするとともに、省令主任の命課については教育委員会の承認を必要とすることとし、適格者を命課するようにして、主任の機能化を図った。また、小・中学校についても市町村教育委員会を通して指導の徹底を図り、適格者の命課が行われつつある。 ○主任手当については、主任制度及び主任手当支給の趣旨の徹底を図ったことにより、抛出が着実に減少している。	・校内において主任等がその職責を果たし、学校が組織として適切に運営されるようにする ・主任手当の抛出が行われないよう指導を徹底する。
	●職員会議の運営	○ほとんどの学校で職員会議が適正に運営されるようになった。しかし、一部の学校において依然として校長権限が制約される状況がある。	・引き続き、職員会議の適正な運営について指導する。
	●市町村立学校の管理運営	○学校運営に関する校長の権限を制約するなど法令に違反する確認書等を締結している学校はなくなっている。	・引き続き、市町村教育委員会と連携して適切な管理運営に努めるように指導する。
教育の公開性	●ホームページ作成状況	○約 75%の学校においてホームページが開設され、学校の情報を広く公開する環境が整ってきた。	・未開設の学校に対しては情報公開の一手段として有効であると考えられることから、できるだけ早く開設するよう、また、すでに開設している学校に対しても適宜更新を行い、できるだけ新しい情報を公開するよう、県立学校及び市町村教育委員会に対して奨励する。 ・公開研究会の開催や「学校へ行く週間」の取組などを通じて、積極的に情報公開し、学校の説明責任を果たすよう指導する。
教育の中立性	●教育の中立性に係わって運動団体と対応した学校	○教育の中立性や校長権限が制約されるような対応を運動団体に求めた学校は、減少している。	・引き続き指導する。
授業時数の確保	●小・中学校	○小学校においては、平成 13 年度、標準の総授業時数が確保されている。また、中学校においては、平成 13 年度途中において、一部の学校で標準の総授業時数が不足することが予想されたため、標準授業時数を確保する指導を行った結果、概ね確保できている。	・新教育課程の実施に伴い、全ての学校に対し、年間指導計画の作成とそれに基づく授業実施の徹底や標準授業時数を確保するための体制の確立を図り、各教科等の標準授業時数が確保されるよう引き続き指導する。
	●高等学校	○各学校においては、授業短縮や自習を極力減らすよう努めるとともに、学校行事の精選、二学期制の導入、長期休業の短縮、7 時限授業の実施、65 分授業の実施により授業時数の確保に努めている。	・授業時数の確保状況を定期的に把握するとともに、校長ヒアリング等により授業時数確保を指導する。

学校訪問指導（小学校 32 校，中学校 30 校）により，明らかになった課題（平成 15 年 11 月 19 日）

項 目	具体的な状況
教職員の勤務及び勤務時間に係る管理	○ 校長が夏季休業中の教職員の勤務管理や勤務状況の確認を適切に行っていないかった。 ○ 校長が研修内容等を十分に確認・精査をすることなく，普通研修扱いとしていた。
職員会議の運営	○ 職員会議の運営において，補助機関の趣旨に沿った運営がなされていないかった。特に，一部の学校では，職員会議において議決事項があるなど，校長権限が制約されていた。
校務分掌組織と職務分担	○ 校長が校内組織（部会等）の一分野の担当者となっていた。
主任制の機能化	○ 主任が連絡調整及び指導・助言の役割を果たさず，部員が行うべき業務も担当していた。
学校運営に係る校長と職員団体・学校分会との確認書等の状況	○ 勤務時間中に，職員団体・学校分会が校長に確認書の締結を求めている（確認書は締結していない）。
人権に関する学習の内容	○ 解放子ども会等の指導を要求する保護者等との話合いに，校長は，勤務時間外に職員を長時間対応させていた。 ○ 人権教育の内容が，地域進出や特定の人権課題に関する学習等に偏り，広島県人権教育推進プランに沿っていないかった。
指導要録の記入	○ 指導要録の所見欄等の一部に，同一で画一的な記述が見られた。

職員会議等の規定の整備等

職員会議	県立学校に関しては，広島県立高等学校等管理規則（以下「学校管理規則」という）の一部改正により「校長は，校務運営上必要と認めるときは，校長の職務の円滑な執行を補助させるため，職員会議を置くことができる。」という規定を設け，平成11年7月31日から施行した（第16条の2）。
主任制	学校管理規則を改正し，部主事，主任等の職務内容を明確化するとともに，省令主任については教育委員会の承認を得ることとし，平成12年4月1日より施行した（第12条，第15条から第15条の5）。これらの規定は，学校教育法施行規則を根拠とするものであり，また，昭和51年1月13日付け文部事務次官通達「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の趣旨を踏まえたものである。
学校評議員	学校管理規則に学校評議員の規定を新たに設け，平成13年4月1日より施行した（第16条の3）。学校評議員設置の目的について，「広島県立学校評議員設置運営要項」は，「学校運営に関し，地域の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに，学校としての説明責任を果たし，地域に開かれた学校づくりを推進するため，県立学校全校に学校評議員を置く。」と定めている。
主幹教諭	平成19年6月の学校教育法の改正により制度化された主幹教諭の職を，学校管理規則を一部改正し，平成21年4月1日から設置した。職務内容は，「校長及び教頭を助け，命を受けて校務の一部を整理し，並びに幼児，児童又は生徒の教育をつかさどる」とした。（第10条2項，8項及び10項）
指導教諭	平成19年6月の学校教育法の改正により制度化された指導教諭の職を，学校管理規則を一部改正し，平成21年4月1日から設置した。職務内容は，「幼児，児童又は生徒の教育をつかさどり，並びに教諭その他の職員に対して，教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う」とした。（第10条2項，9項）